

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																								
1	<p>別表第6（第2条関係）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 法第7条第2項の許可証の書換</td><td>許可証書換手数料</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			7 法第7条第2項の許可証の書換	許可証書換手数料	1,800円	[略]			<p>別表第6（第2条関係）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 法第7条第2項の許可証の書換え</td><td>許可証書換え手数料</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			7 法第7条第2項の許可証の書換え	許可証書換え手数料	1,600円	[略]		
事務	名称	金額																								
[略]																										
7 法第7条第2項の許可証の書換	許可証書換手数料	1,800円																								
[略]																										
事務	名称	金額																								
[略]																										
7 法第7条第2項の許可証の書換え	許可証書換え手数料	1,600円																								
[略]																										
2	<p>（手数料の徴収及び額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事務について、公安委員会が、当該事務を処理する機関として指定されているもの（以下「指定試験機関等」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、当該指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 別表第7の18の項（法第108条の2第1項第2号に掲げる講習に係る部分及び法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る部分に限る。）に掲げる事務</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第7（第2条関係）</p>	<p>（手数料の徴収及び額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事務について、公安委員会が、当該事務を処理する機関として指定されているもの（以下「指定試験機関等」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、当該指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 別表第7の18の項（法第108条の2第1項第2号に掲げる講習に係る部分、<u>法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る部分及び法第108条の2第1項第14号に掲げる講習に係る部分</u>に限る。）に掲げる事務</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第7（第2条関係）</p>																								

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
11の2 法第97条の2第1項第3号イ、 第101条の4第2項又は第101条の7第 1項の <u>認知機能検査</u>	[略]	750円
12 法第91条の規定により運転すること ができる自動車等の種類を限定された 者のその限定の全部又は一部の解除の 審査	[略]	
[略]		
18 法第108 条の2第 1項各号 に掲げる 講習	[略] 法第108条 の2第1項 第12号に掲 げる講習 <u>小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習（ 法第97条の2 第1項第3号</u>	<u>高齢者講習 （75歳未満 ）手数料</u> 5,100円

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
11の2 法第97条の2第1項第3号イ若 しくはロ、第101条の4第2項又は第 101条の7第1項の <u>認知機能検査等（同 号イに規定する認知機能検査に限る。 以下同じ。）</u>	[略]	1,050円
11の3 法第97条の2第1項第3号イ若 しくはハ又は第101条の4第3項の <u>運転 技能検査等（同号イに規定する運転技 能検査に限る。）</u>	<u>運転技能検 査手数料</u>	3,550円
12 法第91条又は第91条の2第2項の規 定により運転することができる自動車 等の種類を限定された者のその限定の 全部又は一部の解除の審査	[略]	
[略]		
18 法第108 条の2第 1項各号 に掲げる 講習	[略] 法第108条 の2第1項 第12号に掲 げる講習 <u>法第71条の5 第3項に規定 する普通自動 車対応免許（ 以下「普通自 動車対応免許 」という。） を受けている 者（法97条の</u>	<u>運転技能検 査を要しな い者等に係 る高齢者講 習手数料</u> 6,450円

<p>イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>			<p>2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の適用を受ける者を除く。)に</p>		
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>高齢者講習（75歳以上）手数料</p>	<p>5,100円 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この表において「府令」</p>	<p>普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対す</p>	<p>運転技能検査を要する者等に係る高齢者講習手数料</p>	<p>2,900円</p>

という。) で定める基準に該当するものである場合
7,950円

<u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u>	<u>臨時高齢者講習手数料</u>	<u>5,800円</u>
--	-------------------	---------------

<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又</u>	<u>小型特殊免許高齢者講習（75歳未満）手数料</u>	<u>2,250円</u>
--	------------------------------	---------------

る講習

<p>は第101条の7 第4項の認知 機能検査の結 果に基づいて 行うものを除 く。)</p>		
<p>小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第97条の 2第1項第3 号イ又は第101 条の4第2項 の認知機能検 査の結果に基 づいて行うも のに限る。)</p>	<p>小型特殊免 許高齢者講 習(75歳以 上)手数料</p>	<p>2,250円 当該認知機 能検査の結 果が認知症 のおそれが あることそ の他の認知 機能が低下 しているお それがある ことを示す ものとして 府令で定め る基準に該 当するもの である場合 4,450円</p>
<p>小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習</p>	<p>小型特殊免 許臨時高齢 者講習手 数料</p>	<p>2,350円</p>

				(<u>法第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。</u>)	
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	[略]			
	法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	[略]			
19	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習又は同項第13号に掲げる講習の通知	[略]			
	[略]				
21	法第108条の2第2項の講習	施行令第37条の6第2号の講習	[略]		
		<u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしている</u> と認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習	<u>チャレンジ講習手数料</u>	<u>2,650円</u>	

	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	[略]			
	法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	若年運転者講習手数料		<u>1時間</u> <u>2,250円</u>	
	法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	[略]			
19	法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習の通知	[略]			
	[略]				
21	法第108条の2第2項の講習	施行令第37条の6第2号の講習	[略]		

施行令第37条の6の2の講習	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習（以下「 <u>特定任意高齢者簡易講習</u> 」という。）	<u>特定任意高齢者簡易講習手数料</u>	1,800円
	特定任意高齢者簡易講習以外の講習（ <u>法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。</u> ）	<u>特定任意高齢者講習（75歳未満）手数料</u>	5,100円

施行令第37条の6の2の講習	<u>普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の適用を受ける者を除く。）</u> に対する講習	<u>運転技能検査を要しない者等に係る特定任意高齢者講習手数料</u>	6,450円
	<u>普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通</u>	<u>運転技能検査を要する者等に係る特定任意高齢者講習手数料</u>	2,900円

	げる講習に おける指導 に必要な能 力を有する と認める者 に対する講 習である場 合 <u>800円</u>		げる講習に おける指導 に必要な能 力を有する と認める者 に対する講 習である場 合 <u>1,200円</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月13日から施行する。